

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○委員長（佐々木信一君） ただいまの出席委員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎認定第2号の質疑

○委員長（佐々木信一君） 認定第2号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

歳入歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） おはようございます。

2点伺います。

1点目、実績報告書の37ページ、2款1項3目一般被保険者療養費の1、療養費に関する表の、はり、きゅう、マッサージの部分、平成29年の4件に対し、令和元年は30件で7.5倍、費用額は平成29年の3万2,995円に対し、令和元年は62万9,550円となり、19.1倍となっています。どの分野がどんな要因で伸びたのでしょうか。

2点目、同39ページ、5款2項1目特定健康診査等事業費の特定保健指導の動機づけ指導21人及び積極的指導8人について伺います。

プライバシーの問題もあると思いますが、各病院との連携、未来かなえネットの活用などはどうなっているのか伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 療養費のはり、きゅう、マッサージがどの分野でなぜ増えたのかということですが、どの分野と言われましたら、ちょっとそこまでの詳しい状況は把握はしておりません。療養費、はり、きゅう、マッサージが有効に活用されたものというふう

に、特に大きな理由ではなく利用者が増加したものというふうに考えます。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは2点目の特定保健指導の関係についてお答えをいたします。

病院との連携とか未来かなえ機構さんの利用はどのような状況になってるかということでもよろしいですか。

この特定保健指導につきましては、県の予防医学協会さんのほうに委託をしております、そちらのほうの御指導をいただきながらやっている事業でございますので、中身によって、あとは病院のほうにおつなげするとか連携をするという部分はあるかと思えますけれども、未来かなえ機構さんのほうの利用ということは、直接的な関係はないものでございます。

○委員長（佐々木信一君） そのほか。5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） それでは、決算書では189ページの国民健康保険税の関係であります、被保険者数が減少している中で、実績書によりますと、平成30年度が835世帯1,295人、それに対して令和元年が809世帯1,239人となっているわけでありましてけれども、国民健康保険税額が前年対比と比較すると、被保険者数が減少している中で500万円ほど増額となっております。その要因は何かお伺いいたします。

2つ目は、決算書では201ページの保健給付費の関係ですが、保険者負担分が前年対比約1,300万円減少しております。給付費、少なくなっているという傾向はいいんですけども、医療費の内容を見ると、それぞれかかっている件数等が増えているにもかかわらず減少していると、こうした要因は何だったのかお伺いします。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） まず1つ目ではありますが、被保険者が年々減少する中で前年比、増えているという部分でありますけれども、大きな要因は自営業者などの高額所得者が前年に比較して増加したというような状況が見られます。そのために医療給付費分及び後期高齢者支援金分の所得割に係る課税対象額が事業所得を中心に増加しているという状況になっております。

それから、2つ目の保険給付費が前年度比で減少した要因ということでもありますけれども、入院、入院外、それから歯科、調剤などあらゆる部分で件数、金額ともに減少してはいますが、やはりこれは何か大きな原因ということではなくて、被保険者の減少の率とほぼ合い

ますので、被保険者の減少が大きな要因というふうに捉えております。

○委員長（佐々木信一君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 国民健康保険税が被保険者の所得が上がって所得割分が増額したということであります。国民健康保険に加入している方の世帯の中で最も負担が多いと思われる部分では、今均等割が2万3,110円なわけでありますが、子供のいる世帯にこれが課税されると非常に負担が大きいという声も聞かれます。そうしたことで全国の自治体でも子供の均等割分を負担軽減する措置を取っている自治体が生まれておりますけれども、当町でもそういった取組を考えてはと思っておりますがいかがでしょうか。

それから保険給付費等、全体を通してですが、岩手県の国民健康保険の運営方針、第2期として令和3年から令和5年の骨子の運営方針が示されていると思うんですけども、その中では納付金の算定と保険料水準の統一に向けた方針をこの3年間で整理していくという方針が示されているようでありますが、これら当町に対する影響を、どのように受け止めて今後の町議に参加するお考えか、お伺いします。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） まず、今後の国民健康保険税算定に当たり、子供に係る均等割分の軽減ということであります。確かに県内でもこのような検討といいますか、行われているところがあるということは理解しておりますけれども、国、県の判断によりますと、均等割により賦課が制度上定められている以上、子供であることを理由にした軽減は法定外の一般会計繰入れに当たるという判断がされているところであります。

このようなことから、当町においてはこのような軽減はちょっと考えていないところであります。なお、これを行った場合ですけれども、様々なデメリットも県、国では考えているようであります。保険基盤安定負担金の計算から外されるとか、本来入る保険料が入らないということになって、国、県では赤字という扱いをします。毎年、再建計画を策定しなさいみたいな、そういうこともするというようなことも考えられているところであります。

それから、第2期運営方針が示されたという部分でありますけれども、今回、運営方針の骨子ですけれども、岩手県だけで決めたものだけではなくて、市町村の基本方針ともなるといえますか、市町村の意見も聞きながら骨子案をつくってきているというところであります。今後、影響といいますか、うちのほうの意見がそのとおりに通るといってもございません。最終的には公平な負担にしていくという制度に行き着くようになるわけですけれども、できる限り町内の被保険者によりよい制度となるように取り組んでいきたいというふうに考えて

おります。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 国民健康保険税の子供の均等割の軽減については、法定外の一般会計からの繰入れが必要だという話でありまして、よその場合でも指定寄附金あるいは子育て支援の基金等を活用してそれらを財源に充てて取り組んでいるという例もありますので、最近、指定寄附金が増額されている傾向もあることから、町内で子育て支援をしていくという場合に極めて有効な一つの施策でもあると思われまますので、そうした検討はできないものか、一つ確認させていただきます。

2つ目は、県の第2期の運営方針に絡んで町に協議するって言うけど、当町における医療給付費あるいは医療費の係る件数等を見た場合に、納付金の算定あるいは当町の国民健康保険税、被保険者に係る国民健康保険税が高くなるというようなことになるというのが一番心配されるわけでありまますので、そういった意味では地域の実態を反映させてもらえるような統一の方向になればいいんですけれども、そこら辺のところをしっかりと情報開示しながら取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 先ほどの子供の均等割の件でありますけれども、国、県がそのように考えを示している部分はありますが、その中で取り組む方法があるのであれば考えていきたいものというふうに思います。ただ、国民健康保険だけのことになりますので、不公平感とかそういうことも考えながら検討しなければならないものかなというふうに思います。

それから、第2期の計画の件でありますけれども、県内それぞれの市町村、状況が違ってくるということになります。それぞれの意見は、やはりその地域について意見を述べているところでありまますので、最終的には、被保険者にとって公平な制度にしていかなければならないわけですが、できる限りそれぞれの地域の実態が反映されるような意見をお互い述べながら、よりよい方向で取り組み、それを周知しながら進めてまいりたいと考えまます。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） そのほかありませんか。6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 1点だけお伺いします。実績表の39ページ、5款1項1目の保健衛生普及費に関わって保健事業対象者抽出、効果測定委託で410万円ほど計上されておま

す。レセプトデータの分析という形で載ってるんですが、レセプトデータは診療報酬の明細書、請求書といいますかね、なわけですけども、これはこのほかに分析としてどういうふうな形で今使われているのかお伺いします。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 保健事業対象者抽出、それから効果測定業務ですけども、これを出すことによって、いわゆる保健事業の対象者を抽出あるいは終わったものの効果測定をするという、そのために行うものであります。

以上です。

今回のこのデータの抽出は、保健事業そのものを実施するためのということになりますので、特定健診とかそういうものに活用するということになります。

○委員長（佐々木信一君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 恐らくいろんなヘルスデータとか、医療費の関係の分析であるとか、あるいは地域とか施設などによる格差分析とかいろいろ使われていると思うんですが、このレセプトデータというのは、未来かなえ機構の中での、例えば過剰診療であるとか、過剰な投薬であるとか、そういうふうな利用のところまで連携をしているものなんでしょうか。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） この国民健康保険データベースの関係につきましては、先ほど町民生活課長が申しましたとおり、レセプトデータを基にそこから抽出するもので、昨年度の事業に関しましては、糖尿病予防の重症化予防対策の対象者を抽出するようなものに使っているわけですけども、この国民健康保険データシステム自体と未来かなえ機構さんの未来かなえネットとの部分の連携が直接図られているものではございません。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで認定第2号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終わります。

◎認定第3号の質疑

○委員長（佐々木信一君） 次に、認定第3号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入

歳出決算の認定についての審査を行います。

歳入歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（佐々木信一君） これで認定第3号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終わります。
-

◎認定第4号の質疑

- 委員長（佐々木信一君） 次に、認定第4号 令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

歳入歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

- 2番（荻原 勝君） 下水道事業についてですけれども、昨年の接続率は86.2%……

- 委員長（佐々木信一君） すみません、ページ数が。

- 2番（荻原 勝君） すみません。実績報告書の40ページです。失礼いたしました。

接続率が86.2%から87.0%になったということで微増しているだけなんですけども、これはもう、数字的には変わっていますけども、ほぼ何も変わらなかったという理解でいいのでしょうか。

- 委員長（佐々木信一君） 建設課長、佐々木真君。

- 建設課長（佐々木真君） 下水増設の接続率につきましては、区域内の接続されている方の率でありますので、改めて住宅を新設したとかそういった部分での接続率の向上となりますので、変動は少ないというふうになっております。

- 委員長（佐々木信一君） 荻原勝君。

- 2番（荻原 勝君） 人数のベースとかそういうのが変わって、それで数字が変わったのか、それとも1件でも2件でも接続した、そういう工事があったのか、その辺を伺いたかったんですけど。

- 委員長（佐々木信一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 新規工事があったための増でございます。

○委員長（佐々木信一君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） じゃあ、ちなみに何件あったんでしょうか。

○委員長（佐々木信一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○委員長（佐々木信一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 新規の接続は2件でございます。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで認定第4号 令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終わります。

◎認定第5号の質疑

○委員長（佐々木信一君） 次に、認定第5号 令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

歳入歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 1点伺います。

実績報告書の41ページ、1款3項2目、認定調査費の介護認定者数及び申請別件数について伺います。

昨年と比較して、私も見たんですけども、大きな変化はないように読めましたが、新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、首都圏では要介護認定の申請数が2割程度減少の報道もあります。当町の要介護認定への影響はどうだったのでしょうか。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 認定審査についての御質問にお答えしたいと思います。認定審査は、昨年の10月から有効期間というのが延長になっております。前は12か月だったのが24か月になりまして、24か月が今度は36か月の有効期間ということで延びている部分がございますので、その分認定申請数自体は減ってきているというのが、全国的な傾向として、当町としてもあるところでございます。

それから昨年度の認定の部分で特徴的な部分とすれば、要介護の1が前年度よりも増えているという部分の特徴がございます。

以上です。

○2番（荻原 勝君） コロナについて。

○委員長（佐々木信一君） コロナに対する影響。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 失礼しました。新型コロナウイルスの影響ということでございますが、その影響は特にないものと思います。

○委員長（佐々木信一君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） ほかの部門でもそのように、税金のことなんかでもそうだったんですけども、令和元年度のことを踏まえて、次の時期にはいろいろ影響が出るというような話もありましたんですけども、要介護認定については次の年の影響というのはコロナとしてはあるんでしょうか。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 先ほど申し上げましたとおり、有効期間の延長という部分がありますので、件数からすればあまり伸びがないという傾向はあるかもしれませんが、それが新型コロナウイルスの影響によるものということではないと思っております。

○委員長（佐々木信一君） そのほか。5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今、2番委員から、当町における要介護認定の審査依頼件数と認定者数の関わりでの質問がありましたけども、それに関わっての介護サービスということになると、元年度に福祉協議会では福祉活動計画を策定しました。それで、町の介護事業計画も来年度に向けて第8期の介護計画を策定することになるだろうと思います。第7期のを通じての傾向と課題から、第8期に向けての方針をどのように考えているかありましたら伺います。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 今年、第8期の計画見直し要する年度となるわけですが、サービスを利用していない方々を対象に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というのを行っております。そういったニーズ調査でありますとか、それから先ほどございました社会福祉協議会協さんで立てた計画という部分もございます。それから令和元年度を含めまして、それらの実績を見て分析をしながら検討するわけですが、ここの計画策定につきましては、新型コロナウイルスの、この部分については影響が若干ございまして、国からの計画策定に係る通知が遅れている部分がありまして、やっと最近その関係に関する通知が届いたところでございますので、これから計画策定に本格的に取りかかっていく部分になりますので、計画策定委員会のほうを含めながら、次年度の計画をどのようにするかというのをこれから練っていくような段階でございます。

○委員長（佐々木信一君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで認定第5号 令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終わります。

◎認定第6号の質疑

○委員長（佐々木信一君） 次に、認定第6号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

歳入歳出全部についての質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで認定第6号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終わります。

◎財産に関する調書、基金運用状況に関する調書についての質疑

○委員長（佐々木信一君） 次に、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書についての

質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） これで財産に関する調書、基金運用状況に関する調書の質疑を終わります。

◎認定第1号から認定第6号の総括質疑

○委員長（佐々木信一君） これまで、会計ごとに質疑を行いましたが、これから各会計決算全部について総括質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 総括質疑であります。

6番、村上薫であります。

それでは、これより令和元年度決算に対する総括質疑を行います。

総括質疑に当たり、まず新型コロナウイルス感染症がパンデミック、いわゆる世界大流行の状況下、国、県、当町でもその対応に追われている現状にあります。

そのような中、通常業務に加えての新型コロナ業務となり、当局及び職員の皆様には職務に精励をいただき、令和元年度決算書が上程され、今定例会の審議に至りましたことに改めて感謝と御礼を申し上げます。

先ほどまで、令和元年度一般会計及び特別会計決算について、3日間にわたり慎重審議が行われました。審議の項目と多少重複する点もございますが、次の点について町長以下それぞれの答弁を求めます。

1つ、神田町長にでございます。

最初に、大きな観点から来る菅政権について、町長にお伺いをいたします。

9月16日、今日でございますが、今日の午後にも菅新内閣が発足をいたします。地方の活性化については農業改革などを政治主導で進めるとしております。町長は、菅新内閣に何を期待し、地方の新しい創造につなげてほしいと考えるか、お聞きいたします。

2点目でございます。

ダウンサイジングと今後の町政運営についてであります。

2025年、あと5年後には団塊の世代が75歳の後期高齢者となり、10年後には平均寿命に近づきます。一番活力があった世代の引退は、当町にあってもひとしく町のダウンサイジングという厳しい現象を引き起こします。今までの常識を打ち破る、新しい非常識力が求められます。

神田町長は今回で3回目の決算審査審議に臨まれましたが、決算審査を踏まえて各課の施策成果と実績をどのように評価をし、また、今後のダウンサイジング時代に対応するお考えか、お聞きをいたします。

3点目でございます。

総務課長にお伺いいたします。

内部統制システムの構築についてでございます。

本件については、決算審査意見書で監査委員からも指摘されておるところであります。

地方自治法の改正で本年4月より都道府県や指定都市では内部統制システムの導入が義務づけられました。市町村にあっては努力義務とはいえ、いずれこの流れは変わりません。

このシステムは、業務内容やそのプロセスを見える化することにより、内在している不合理なルールや無駄を排除でき、行財政改革のさらなる推進の一助となるものです。首長は政策的課題に対し重点的に資源の投入が可能となり、職員にとっては安心して働きやすい職場環境が実現し、住民は信頼に足る行政サービスを受けることができます。

このことから、本システムの早期導入を図ることを望みます。

4点目でございます。

企画財政課長にお伺いいたします。

庁舎周辺整備計画についてです。

生活改善センターは築49年、農林会館は築40年経過し、耐震上や老朽化の問題を抱え、近年は改修や修繕に追われております。この両施設は、社会教育活動や生涯学習活動、芸術・文化活動、議会や図書室、情報通信基盤施設機能など多様な機能を備え町の中心的な施設であることから、町民の早期整備に対する期待は大きいところです。

財源確保、起債償還など問題はありますが、全体的な公共施設整備計画で見ると時期は熟してきていると考えます。どのような検討過程にあるのかお伺いいたします。

5点目、農政課長にお伺いいたします。

観光行政のさらなる進展を希望いたします。

当町の観光政策は、類似団体と比較して、予算、人的資源ともに劣っているところです。商工担当と観光協会が一体となって取り組むも、限られた中では限界があります。各課には係別に様々な計画があり、担当者が替わっても時系列の中で着々と計画が実現されます。まずは、町の観光振興計画を策定することを望みます。

観光政策は、特にも各課横断をした町のよさ、光を受発信するものであり、町の表看板です。今後の観光行政のさらなる進展をどのように図る考えか、お伺いいたします。

6点目でございます。

林政課長にお伺いいたします。

再興した住田林業をアピールをすべきであります。

木工2事業体は破産、そしてけせんプレカットへの事業譲渡となり、従業員の雇用が確保されました。けせんプレカットには心より厚く敬意を表する次第であります。そこで、次なるは森林・林業の町あるいは木の町として、もう一度再興した住田町をアピールするために、どのような施策展開を図る考えかお伺いをいたします。

7点目でございます。

教育長にお伺いをいたします。

地域創造学とSDGsの取組についてでございます。

当教育委員会で今まさに取り組んでいる地域創造学は、学校・校種を越え、住田町全体を学びの道場とした、全国に誇れる特色ある学校教育であります。正解のない問題を他者と力を合わせ解決に当たろうとする力が求められる現在、将来の町、県、国をつくる生徒たちが世界の共通目標とするSDGs、国連による持続可能な開発目標を通じ、地域の課題解決力を養うことは大変重要と考えます。小学校四、五年生から大人まで学べるSDGsカードゲームがあります。これらを活用した、さらに視野を広げた地域創造学を期待いたします。

8点目でございます。

町民生活課長にお伺いをいたします。

高齢者の運転事故防止についてであります。

昨今、全国的に高齢者のペダル踏み間違いによる自動車事故が問題となっております。当町でも高齢化率44%と高い上、地域も広く分散をしているため買物・通院・運動・交流等に移動手段としての自動車は欠かせません。新車には、今年3月9日から国のサポカー補助金が始まっております。他自治体の例でもありますように、65歳以上の高齢者を対象に後づけのペダル踏み間違い加速抑制装置、おおよそ取付費込みで約9万円ほどになっておる

ようですが、この購入に補助金を出しております。当町でもぜひ検討してみたいかがでしょうか。

9点目でございます。

税務課長にお伺いたします。

債権管理条例の制定についてです。

債権管理条例は、令和2年6月末現在、全国でおおむね600程度の自治体で制定されております。回収見込みのない債権について、適切な債権管理の在り方が問われております。監査委員の決算審査意見書で指摘されていることではあり、条例制定を検討する時期に来ているのではないかと思います。お尋ねをいたします。

10点目です。

保健福祉課帳にお伺いをいたします。

新型コロナ禍における医療的ケア児者の支援強化についてです。

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、医療行為が日常的に必要な医療的ケア児を守る環境整備が必要と考えます。町内には対象児が何人おり、親や介護者が感染した場合、どのような受入れ体制が用意されているのか、お伺いをいたします。

最後に、建設課長にお伺いたします。

防災力維持と建設予算の確保についてであります。

台風シーズンを迎え、土砂災害や水害の発生が危惧されるところであります。

気仙地区では東日本大震災の復興需要も一巡し、建設業界は厳しい状況下になりつつあります。災害復旧時には多くの建設機械とそのオペレーターの活躍が求められますが、企業でのその保持には一定の仕事量確保が必要不可欠となります。

町の防災力維持のためにも、年間における一定の建設予算確保が必要と考えます。見解をお伺いをいたします。

以上、11項目について質問し、決算審査の総括質疑といたします。

○委員長（佐々木信一君）　ここで、6番、村上薫君の総括質疑に対する答弁を保留し、11時15分まで休憩とします。

休憩　午前10時44分

再開　午前11時15分

○委員長（佐々木信一君） 再開します。

ここで建設課長より、先ほど2番、荻原勝君の委員の質問に対する答弁の訂正をしたいとの申出がありましたので、これを許します。建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 先ほどの荻原委員からの下水道の接続率についての変動に関しまして、新規工事に係るものは2件とお話ししたんですが、7件の誤りでありまして、それらを含む接続世帯人口35人の増というものが原因でございます。すみませんでした。

○委員長（佐々木信一君） 休憩以前に保留した、6番、村上薫君の総括質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（神田謙一君） 私からは、最初の御質問のほうにお答えをさせていただきます。

先般、自民党総裁に菅義偉氏が選出されたことにより、委員御発言のとおり菅内閣が発足するものと捉えております。

菅内閣に何を期待し、地方の新しい創造につなげてほしいかという御質問でございますけれども、菅氏は御承知のとおり、地方行財政を担当する総務省に加え、お隣の秋田県の出身で、また横浜市議を務めたという経歴をお持ちの方であり、地方のことをよく御存じの方と捉えております。よって、地方の実情にも大変詳しい中、様々な地方創生の推進へ力添えをしてもらえるのではないかと期待するところであります。

現在、課題山積みの中、新型コロナウイルスへの対応が引き続き重要課題であることを踏まえつつ、今後の日本の在り方について地方と心をつなげ、全国知事会を初め様々な団体から提言、要望はあるものと思っておりますけれども、地方の現状課題の最先端にある町村会からの政策提言を具現化することを強く期待をしたいと考えております。

私からは以上です。

○委員長（佐々木信一君） 副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤 孝君） 私からは2点目の、ダウンサイジングと今後の町政運営についてお答えいたします。

高度成長からバブル経済の崩壊、デフレ経済の中で、国を初め地方公共団体においても各種施策を展開し、福祉の充実を目指してきました。しかし、神田町長が常々発言されているように、少子高齢化、人口減が当町、また地方だけではなく国全体としても進んでいる社会の中で、これまでの人口と経済の拡大・成長を前提とした社会の仕組みが変わらざるを得な

い状況となっているものと認識しております。他の国に例を見ないと言ってもいいほどの人口減少社会の中で、これまでの右肩上がりの成長・拡大ではなく、次世代への負担をなるべく少なくし、将来を見据えての施策の展開を図っていかねばなりません。村上委員御質問のとおり、いろいろな面でダウンサイジングを踏まえていかねばなりません。時には引き算も必要になるものと考えているところです。町としましても、少子高齢化、人口減少の進む中で、住田町が将来も地域として存在していくため、共生社会を構築するため、医・食・住を中心として施策の展開を図り、住民福祉の向上に努めてきたところです。今後も議会、町民の皆様の理解を得ながら、住田町が将来も地域として存在していき、共生社会が構築できるよう行政運営を行っていくものです。私からは以上です。

○委員長（佐々木信一君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 私からは3点目の内部統制システムの構築についての質問にお答えをいたします。

内部統制システムにつきましては、委員御質問のとおり都道府県及び指定都市は導入が義務づけられ、その他の市町村は任意的にその方針を定め必要な体制を整備することとなっております。その目標は、住民の福祉向上を図ることを基本として、住民の信頼を確保することと捉えております。目標の住民の信頼を確保するためには、多元的なリスク管理が重要であり、具体的には業務内容やプロセスの見える化、マニュアル、チェックリストなどの活用が有効になってくるものと考えております。

本町におきましては、現在内部統制システム制度はございませんが、その制度の目標である住民の信頼確保は地方公共団体の基本でありますので、以前より常に意識し努めているところであります。

今後におきましても、内部統制システムの導入のいかににかかわらず、行財政改革、重点的な資金の導入、働きやすい職場の実現の一助となる業務内容や、プロセスの見える化のため現在存在するマニュアルやチェックリストなど、各課で継続的に増やし、町顧問弁護士の法的チェックや管理職のコンプライアンス指導も含めながらリスク管理を充実させ、住民の福祉向上を図っていきたいと考えております。これらを進めることによって内部統制システム導入と同等の効果が得られるよう進めてまいります。

○委員長（佐々木信一君） 税務課長、佐藤修君。

○税務課長（佐藤 修君） 私のほうからは、適切な債権管理のために、債権管理条例の制定に向け検討する時期ではないかとの質問にお答えいたします。

各自治体ではそれぞれ関係する法に基づいて債権の管理を行っているものと捉えていますが、様々な債権を適切に管理するためにも債権管理条例は有効なものとして捉えております。当町においても、債権管理条例の制定に向け、迅速に対応していかなければならないと考えているところです。

○委員長（佐々木信一君） 企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 私からは4点目の庁舎周辺整備計画についてお答えいたします。

役場庁舎の周辺整備計画につきましては、新庁舎の建設計画と併せて検討が進められてきておりました。計画の検討に当たりましては、議員の皆様とも意見を交換しながら進めてきたものとしてるところでございます。しかしながら、今までに実施されましたのは、旧庁舎の解体であったり消防の住田分署の建設、あとは議会棟の冷暖房の空調設備の整備といったところにとどまっているところでございます。

庁舎周辺の中心的施設である農林会館生活改善センターは、様々な活用に貢献していることはそのとおりであります。そしてその両施設の老朽化及び係る費用が大きな課題となっているのも御質問のとおりでございます。庁舎周辺整備計画につきましては、役場内の検討であったり地域デザイン会議での検討などにより、計画案の作成を進めてきてるところであります。

2つ目の御質問にも触れておるところですけれども、人口減少社会、住田町の将来的な状況、財政力などを想定した上で、各施設や機能の規模、それぞれの機能等の集約や、効率的利用と村上委員の御質問のとおり、ダウンサイジングが必要であると捉えているところでもあります。また、現在各施設で対応している機能、例えば生活改善センターであれば、図書とか学童クラブなど、それぞれの機能の在り方については公共施設の全体的な在り方と併せて検討し、その中で各施設、機能の具体的な整備計画の策定を進めてまいります。さらに、施設整備計画策定に当たりましては、総合計画などとの整合性、本町の財政事情やプライマリーバランスを踏まえた財政事情、整備当初に必要なイニシャルコスト、将来的、恒常的に必要となる負担、ランニングコストを考慮しながら検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 私からは8点目の高齢者の運転事故防止についてお答えいたします。

本町は高齢化率が非常に高い状況ですが、委員御質問のとおり、高齢者でも自動車の運転は欠かせないものと捉えております。本町における交通事故の状況、7月末現在では人身事故、死傷者、物損いずれも前年同期で減少しておりますが、高齢者による事故は少なくありません。サポカー補助金は令和2年度中のみで、かつ予定の予算で終了と聞いております。このことから、町として後づけのペダル踏み間違い加速制御装置購入への補助金との御提案であります。国の補助制度のことも捉え、周辺の状況も確認しながら、今後検討してまいりたいと考えます。

○委員長（佐々木信一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは10点目の新型コロナ禍における医療的ケア児の支援体制についてお答えいたします。

本町において、在宅で医療的ケアを日常的に必要としている児童は1名いらっしゃいます。

村上委員の御質問のとおり、保護者が新型コロナウイルス陽性者となった場合の、医療的ケア児に対する支援体制が心配されるところですが、このケースに関しましては、主治医、消防の救急隊員、訪問看護ステーション看護師、保健福祉課の母子担当保健師などの支援関係者と保護者が様々なケースを想定の上、対応を協議して、既に方針を決定しているところでございます。

保護者が新型コロナウイルスに感染し、病院に入院する場合には、病院と消防署の御配慮により、医療的ケア児は病院に救急車で搬送されることになっておりますので、保護者の方が安心して治療に専念していただける支援体制が整備されているものと考えております。

新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性がある感染症であります。町民の皆様には新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、引き続きマスク着用、手洗いや手指消毒、3密の回避など、基本的な感染症対策に取り組んでいただきますよう、重ねてお願いいたします。

町民の皆様には、どのような状況下においても過剰な詮索することなく、正確な情報に基づき、冷静な行動をお願いいたします。なお、感染された方々や家族に対する差別や偏見、誹謗中傷は決して許されるものではございません。町民相互に思いやりを持ち、一人一人が共生の町、住田にふさわしい行動に心がけていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 建設課長。

○建設課長（佐々木真君） 私から11点目の防災力と建設予算の確保についてにお答えいた

します。

建設土木の建設機械等の保持に関連しまして、公共工事による影響が大きいことはもちろん承知いたしております。その一方、町の公共事業の実施は、町の人口減少の課題や多様なサービスが求められる中、新規改良工事等には事業に優先順位をつけながら、限られた財源を効率、効果的に使うようにしなければならないと考えるところであります。

土木工事は道路の新設のほか、舗装、補修等を行いながらの良好な維持を図るための工事等も必要となっております。今後も道路の新設改良等については、補助事業の予算動向を注視し、国の交付金を活用して事業を進めてまいりたいと思いますし、修繕工事等においても、補助が可能なものは活用し、事業を年次的に進めてまいりたいと思います。町内業者、皆様には、災害時の応急対応等には今後も御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（佐々木信一君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうからは5点目の観光行政のさらなる進展をという御質問にお答えをいたします。

委員おっしゃるとおり、本町の商工観光担当職員は限られた人員の中で、観光振興をはじめ、現状では新型コロナウイルスの影響に対応をする経済対策の業務に日々精励し、商工業者、観光業者等の支援を担っております。

商工観光振興の目的は、経済効果であると認識し、行政の役割は、関わる事業者の経営安定や地域経済が好循環する環境づくりなどを支援していく立場であると考えます。

本町は類似自治体と比較し、観光業に関わる事業者が少ないと捉えています。このような中で今後の人口減少やコロナ禍における観光振興などに柔軟に対応する必要があるため、関係する課が横断的に協議し、種山ヶ原周辺については一体的に管理する方針を共有したところであります。

今後も、各課横断で協議を進めるとともに、観光関係事業者と相談しながら、本町の観光振興の在り方を考え、進めてまいります。

村上委員には、以前から観光振興計画策定の御提案をいただいておりますが、計画策定の必要性や策定の主体などを見極めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 私のほうからは6点目の再興した住田林業をアピールについてお

答えさせていただきます。

このほど、けせんプレカット事業協同組合が木工2事業体の従業員の雇用・事業を継承していただいたことは、地域の林業、木材産業への影響を最小限に抑えていただいたものと捉えております。

今後は、集成材部門、製材部門として一貫体制の中で機能していくものと捉えておりますし、町としましては、今後においても事業体と情報交換、情報の共有等を図りながら、行政としての取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、この事業を継承していただいたことは、本町のこれまでの取組、川上部分での森林づくりから川下部分である木材加工、流通、住宅生産、販売に至る一連のシステムの継承、継続が図られると考えているところであります。

今後におきましては、関係機関、団体等との連携強化を図りながら、川上から川下までの林業施策のさらなる推進をし、一連のシステムの充実強化を図っていききたいものと考えているところであります。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） 私からは7点目、地域創造学とSDGsの取組についてお答えをいたします。

国のSDGs推進本部によるSDGs実施指針の優先課題の主な取組にあらゆる人々の活躍の推進ということが掲げられております。

その中に次世代の教育振興の分野があります。さらに幼児教育の振興、初等中等教育の充実、そしてSDGsの達成を担う人材育成の強化という項目がありますが、持続可能な町の姿を描くための人材の育成は本町の最重要課題であり、地域創造学を新たな教科として新設した場合の子供たちに新しい時代を切り開くための必要な資質、能力や心の豊かさの育成を目指した研究開発学校の取組を初めとして、本町が取り組んできた教育施策の取組の多くがこの指針の項目と方向性を同じくするものであると捉えております。

今後におきましても、この取組の中でSDGsの理念の共有についても、念頭に置きながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木信一君） これで、決算6件についての質疑を終わります。

◎認定第1号から認定第6号の討論

○委員長（佐々木信一君） これから、決算6件を一括して討論を行います。

原案のとおり認定することに反対者の発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 8番、林崎幸正であります。

令和元年度一般会計決算に対し、反対の立場から討論をさせていただきます。

神田町政が発足してから、はや3年1か月が経過をいたしました。令和元年度は訪問看護ステーション「すみちゃん」の開設、地域交付金による5地区での小さな拠点づくり、空き家の有効活用による移住・定住の促進、地域創造学や住田高校自学自習支援事業による特色ある教育と、住田高校の魅力づくり、昭和橋架け替え事業の推進、簡易水道未整備地域への飲料水施設整備補助金、プレミアム商品券事業による消費税率引上げ影響緩和策など、意欲のある所期の事業が計画的に達成されたことは、大いに評価するものであります。

決算審査の経過から学んだことは、1つの事業を担当課だけではなく関連する課で複眼的に見ると、いろいろな関連する事業の可能性が出てくるということでした。連携と共有の観点で、今後も活発な事業展開がなされることを期待いたします。

さて、反対する主な理由に5項目あります。

まず1つ目は、町の貸手責任は重いということであります。

三陸木材とさんりくランバーに対する未収金、債権総額、約11億2,763万円で、内訳は次のとおりであります。

1つ目は、農林業振興資金貸付金、約7億6,800万円、加工施設資金貸付料、6,679万円、町有林原木代金、約2億2,584万円、貸付金に係る利息、違約金、約6,700万円、町が主体的に長く携わり、多くの関わりを持ってきた2事業体の破産は、誠に遺憾であります。いずれ、現在破産整理中ではあるが、多額の未回収金の発生が予想され、借手責任はもとより、貸手責任を重く受け止めなければならないであります。

2つ目は、町が住民説明会で行った説明内容は、全てほごにされました。平成28年11月、町内5地区公民館で、多田欣一前町長が行った三木及びランバーの経営状況の説明では、町融資金、7億9,000万円の返済は、平成30年度2,000万円、平成31年度からは3,000万円強の返済が可能とのことであったと。それから8か月後の平成29年7月

下旬には、回収できないとの理由で再び木工2事業体の調停申立てに係る住民説明会を開催、貸手である町側から債務者へ調停を申し込むという、前例のない手段の内容でした。逆調停の申立ては、町債権、約11億円近い金額の実質棒引き協議であり、町民福祉、町民利益の大きな損失となること、町民を偽ったことであり、到底納得できるものではありませんでした。

3つ目は、町有林原木未収金約2億2,584万円になぜ連帯保証人や物的担保を取らなかったか。原木未収金は最初の町融資金が始まった平成19年度から4,350万円、平成20年度は5,289万円と、平成27年度まで毎年累積した結果のものであります。町民の共有財産である立木を何ら担保も取らずに供給し続け、未収金を雪だるま式に増やした町の責任は重いと思います。

4つ目は、派遣職員に謝罪もしない町のトップ連中たち。木工事業体に派遣された町職員は、事業体経営者の強い要請により当事業体への融資をせざるを得ない状況に追い込まれました。いまだ、その全額が返済されていません。職員を守らなければならない立場である町の責任者が適切な対応をしたとは言い難く、自ら保身のみを考えたことは、決して許されるものではありません。

5つ目は、不明瞭な会計処理に向き合わなかった町。今回の木工2事業体破産の前に、2事業体と町からそれぞれ公認会計士を依頼し、両事業体の財務分析をしました。この中で指摘されたのが、事業体に不明朗な会計処理があったという指摘です。このことこそが、町未収金、約11億2,760万円に上ることの発端であります。町がこの件に対し、真剣に向き合わなかったことが、今日の大きな事案に発展している次第であります。借りたものは返す、これは社会規範の基本です。木工事業体は町を代表する企業であり、畜産業とともに、町内経済を牽引する両輪です。誰しもが強くその再建を願うものであり、その事業を継承し、雇用を守っていただいた、けせんプレカットには敬意を表したいと思います。

今回の令和元年度決算審査では、議員から町税や使用料等の滞納や徴収に対し、厳しい議論が交わされました。木工2事業体の総未収金は、約11億2,763万円、これは1年間の町税、5億3,000万円の2年分に当たります。個人や小企業からは容赦なく税金を取るのに木工2事業体には甘いという町民の声、感情は真つ当なことと真剣に受け止めます。議決機関である議会、議員の責任もしかり、前多田町長や現町政執行者の貸手責任が放置され、町民に対し明確な行政責任の謝罪がないまま現在に至っていることに憂慮し、反対をするものです。

委員諸氏の心のぶれない良識と見識のある賛同を賜りますようお願いして、反対討論といたします。

○委員長（佐々木信一君） 次に、原案のとおり認定することに賛成者の発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 5番、佐々木春一であります。

令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計決算の認定について賛成の立場で討論を行います。

令和元年とは町人口ビジョン総合戦略、総合計画の最終年度となり、初期5か年計画における仕上げの時期となりました。町長の年度当初施政方針演説では多様化する町民ニーズや本町を取り巻く時勢の変化に速やかに対応することの重要性が一層増す中で、町長自らトップセールスを積極的に展開し、未来を生きる世代に自信を持って託すことができる町をつくっていくとしておりました。

決算審査の経過から学んだことは、自治体は住民生活の最前線の守り手として、地域の実情に即して迅速な予算措置と対策を進めなければなりません。地域の安全確保、地域経済の発展及び住民生活の共通基盤の維持整備のために、その最前線の公共部門である自治体の強化と、そのための地方自治の拡充が不可欠であります。

そういう視点から、賛成する第1の理由は、住民生活を守るための優先順位を明確にした計画を進めたことです。

その1つとして、医療支援が少なくても町民の皆様が安心していくための保健・医療・福祉・介護の関係機関が連携し、訪問看護ステーション「すみちゃん」を開設しました。

2つは新たに新生児聴覚検査等、産婦健診への助成を開始、高校生までの医療費無償化による経済的負担軽減など、子育て支援をさらに充実しました。

3つは町民の住生活の安定確保と質の向上を図るため、住宅リフォームや住宅建築等の補助制度を継続するとともに、移住・定住の住まいの確保を図りました。

賛成する第2の理由は、画一的な国の情勢施策をそのまま執行するのではなく、住民参加による地域にあった事業やサービスに取り組みました。

その1つは、新教科、地域創造学に取り組むとともに、住田高校への教育コーディネーター及び自学自習の支援による魅力づくり、小・中学校の普通教室、保健室等への空調設備設置など、教育環境の整備を進めました。

2つは、町が有する地域資源を有効活用しながら町内産食材の活用や木いくプロジェクト

構築連携を目指した子実トウモロコシの作付実証実験の実施。

3つは、新たな企業7件や地元企業の人材確保に対する支援など、地域資源に基づいた仕事の創出に取り組みました。なお、町の長年の重要課題でありました木工団地2事業体、三木・ランバーへの農林業振興資金貸付金の元利償還金及び町有林の立木売払い代金の対応については、令和元年度には課題解決の方向を見いだすため対策チームを設置、公認会計士による財務事業調査により事業体理事者等との話し合いを進めてきましたが、糸口となる経営計画、返済計画の実行可能性が見いだせず2事業体は事業継続を断念し、7月31日付で破産を申請し受理され、8月14日付で破産手続の開始決定がなされたことは、これまでの関係者の努力を考えると残念でなりません。今後は、法的破産手続等の中で処理されることとなりますが、事業の継続と雇用の確保に御尽力をいただいた、けせんプレカット事業協同組合の英断に敬意を表するとともに、2事業体の破産の影響が本町の行財政運営に最小限に抑えられるように努められることを望みます。

本町のような小規模自治体は住民福祉・保健・医療・教育など住民生活を守る事業サービスを優先しながら住民自治に根ざした優位性を発揮する取組が大切であり、新型コロナ禍の中で人口減少に対応したまちづくり・地域づくりには、人中心のものでなければなりません。地域の人材・資源・技術を生かした内発的な取組が大切であることを申し述べ、賛成の討論とします。委員諸氏の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（佐々木信一君） 次に、原案のとおり認定することに反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（佐々木信一君） 次に、原案のとおり認定することに賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（佐々木信一君） これで討論を終わります。

◎認定第1号から認定第6号の採決

○委員長（佐々木信一君） これから、決算ごとに採決します。

認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（佐々木信一君） 起立多数であります。

したがって、認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○委員長（佐々木信一君） 起立全員であります。

したがって、認定第2号 令和元年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○委員長（佐々木信一君） 起立全員であります。

したがって、認定第3号 令和元年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○委員長（佐々木信一君） 起立全員であります。

したがって、認定第4号 令和元年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○委員長（佐々木信一君） 起立全員であります。

したがって、認定第5号 令和元年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○委員長（佐々木信一君） 起立全員であります。

したがって、認定第6号 令和元年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

◎認定第1号に対する附帯決議について

○11番（菅野浩正君） 11番、菅野浩正であります。

ただいま認定すべきものと決定いたしました、認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議の動議を提出いたします。

附帯決議案につきましては、ただいま配付したものであります。

○委員長（佐々木信一君） ただいま、11番、菅野浩正君から認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対して、附帯決議を付することの動議が提出されました。

ここで、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔発言する人あり〕

○委員長（佐々木信一君） したがって、この動議を直ちに議題とします。

11番、菅野浩正君より、附帯決議の趣旨説明を求めます。

11番、菅野浩正君。

○11番（菅野浩正君） 附帯決議案を朗読しまして趣旨説明といたします。

認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議（案）

本町の重要課題とされてきた三陸木材高次加工協同組合と協同組合さんりくランバーに対して融資した農林業振興資金貸付金の元利償還金及び町有林立木売払い代金の未収金は、2

事業体が事業継続を断念し、7月31日付で破産の申立てを行い受理され、8月14日付で破産手続の開始決定がなされたことから、監査委員の令和元年度住田町歳入歳出決算の審査意見においても、本件に対し指摘されることになりました。

2事業体に対する町の債権については、今後、法的破産手続等の中で処理されることとなりますが、本決算の審査を通じて、債権回収は大変厳しい状況となったことが明らかになりました。

については、下記のこと十分に留意し、適切な措置を講じるよう強く求める。

記

1、2事業体の破産の影響が、本町の行財政運営において、最小限に抑えられるように努めること。今後の法的手続の状況等についても議会に報告すること。

2、町民に対し、これまでの経緯や今後の対応等について十分な説明を行うこと。

3、基金の運用や貸付けについては、適切な債権管理に努めるとともに、事業計画や資金計画等を十分に精査し、同様な事態が発生しないよう慎重に取り組むこと。

4、町有林は、本町における自主財源の貴重な町有財産であることから適切な立木売払いに努めること。

5、森林・林業のまちの根幹をなす事業の継続と雇用の確保に努めること。

以上、各委員の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます趣旨説明といたします。

○委員長（佐々木信一君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（佐々木信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） 討論なしと認めます。

これより、11番、菅野浩正君から提出された、認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議を採決します。

本附帯決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（佐々木信一君） 起立多数であります。

したがって、認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議については、原案のとおり可決されました。

なお、この附帯決議に対しては、本会議における委員長報告の中で報告し、本会議において、決算審査特別委員会としてこの附帯決議の内容を発議提出するとともに、併せて附帯決議の軽微な修正対応、本会議に対する附帯決議の提出理由を委員長に一任いただくこととし取り扱うことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（佐々木信一君） 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うことに決定しました。

以上で、認定第1号 令和元年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議については終了します。

◎閉会の宣告

○委員長（佐々木信一君） これで、本委員会に付託された案件の審査は全部終了しました。

決算審査特別委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 0時06分